

平成30年度事業計画

(補助事業、受託事業等については、一部変更することがあります。)

はじめに

近年、酪農家戸数、乳用牛頭数の減少が続き、生乳生産基盤の強化が喫緊の課題とされています。さらに、TPP 及び日 EU・EPA の発効も見据え、酪農の生産力・収益力の強化、国産チーズの競争力強化等を急ぐための幅広い施策が進められています。このような環境の中で乳・乳製品の安定供給に取り組みられる酪農乳業関係者のご要望に的確にお応えできるように、乳・乳製品の試験検査機関としての長い経験と実績を活かして、また、国際酪農連盟日本国内委員会の事務局として、必要とされる事業を積極的に実施いたします。

食品衛生法に基づく登録検査機関、ISO/IEC17025 認定試験所として、引き続き、FAPAS、ICAR 等国内外の外部精度管理調査、研修等に定期的に参加して検査・研修技能の研鑽に努めるとともに、標準作業書等の計画的な改善を進めることにより、信頼性の一層の向上を図ります。

TPP 及び日 EU・EPA の合意内容に伴う乳製品輸入の環境変化を視野に、業務の合理化・効率化による経費節減の徹底、試験検査機器の更新・導入による精度の高い試験検査の実施環境の維持・向上等により、試験検査機関としての体質強化にも努めてまいります。

〔 公益目的事業 〕

1 法令に基づく検査・認定

(1) 食品衛生法に基づく試験検査

食品衛生法に基づく登録検査機関として、輸入乳製品等の食品衛生法関連法令に基づく試験検査を実施します。

(2) HACCP 支援法に関する認定

「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）」に基づく指定認定機関として、長期低利融資を受ける要件となる高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定業務を実施し、乳業者の HACCP 導入を支援します。

また、食品衛生法に基づく食品衛生管理の規制について、HACCP による衛生管理を制度として位置付けることとされ、その時期が明らかにされたことに伴い、乳

業者の HACCP 導入に向けた準備、取組みを支援するため、分りやすい導入ツール(手引書、モデル例等)の作成、情報の提供、きめ細かい相談対応等を実施します。

(3) 指定乳製品等検査

食品衛生法に基づく登録検査機関として、「畜産物の価格安定等に関する法律施行規則」等で定める規格に基づいて、輸入乳製品の品質検査を実施します。

生乳の需給状況に応じて行われる乳製品の輸入に際し、依頼者の要請に的確に応えられるよう、合理的かつ効率的に、サンプリング、検査の計画を立てて実施します。

2 依頼による試験・調査

(1) 依頼による食品等の理化学的、微生物学的試験

食品衛生法に基づく登録検査機関、ISO/IEC17025 認定試験所として、依頼者のご要望により的確にお応えできるよう配慮して、試験を幅広く受託して実施します。

乳・乳製品の規格適合性や品質管理等を目的とした試験に加え、乳製品の製造現場における内部精度管理を支援するための試験も引き続き実施します。

(2) 依頼による調査

乳業関係団体、企業等のご依頼に、できる限り柔軟にお応えできるよう工夫して調査を実施します。

また、次の各事業、検討等を実施します。

①生乳と乳製品の安全性・信頼確保支援事業のうち

ファームメイド乳製品等の検査及び工房の環境検査事業

公益財団法人 全国競馬・畜産振興会助成（応募中）

酪農家、乳牛の減少が続き生乳生産基盤の弱体化が危機的状況とされ、食品衛生法に基づく HACCP の制度化も予定されている中で、自ら搾った生乳をより有利に販売することによって酪農経営を継続・発展させようとする酪農家の、乳製品の製造・直販の取組みを支援します。

HACCP 対応の準備のために必要な微生物検査、製品の品質・安定性の確認、正しい表示のために重要な成分等の検査、工房の環境検査、HACCP プラン検証のための検査等を実施します。

②乳及び乳製品試験法に関する修正試験法の策定に向けた検討

国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の試験法の研究（厚生労働科学研究（平成 27～29 年度）（*））に研究分担者として取り組んだ実績を生かし、引き続き、乳等省令見直しのための検討に協力します。

（*）乳等省令の試験法は制定が古く、現在の国内の検査技術や国際的に確立

されている試験法に対応したものとは言い難いため、修正が必要と考えられる試験法についての検討等を行い、最適な試験法の策定の可能性も含めて将来的な展望を示すことを目的とする研究

③規格適合検査技能向上促進対策事業

乳業工場における飲用乳の成分検査の実態調査、結果のばらつきの評価、その原因検討のための実地調査等を行って改善案を取りまとめた事業（農林水産省補助事業(平成 26～27 年度)）の成果を、飲用乳等の検査精度の向上等のために活用する可能性について、引き続き検討します。

3 研修会の開催・講師派遣

○当協会主催の研修会

研修生のアンケート結果等を踏まえた研修内容の改善、参加者のご希望の状況による開催回数や時期の検討等を行い、少人数制で実技中心という特徴を生かし、より快適で、効率の良い研修会となるよう改善しつつ、次の研修会を開催します。

①生乳検査技術研修会 5 回

②乳糖検査技術研修会 2 回

多様なご要請に対応した出張研修会、講師派遣も引き続き実施します。

○乳業関係団体の依頼による研修会・講師派遣

乳業関係 3 つの団体の依頼を受け、研修内容や時期等について主催者のご要望にお応えできるよう努めつつ、研修会を計 14 回開催します。

関係団体主催の研修会への講師等の派遣、通信教育の講師の担当をします。

また、乳業団体の依頼を受けて実習の準備、講師派遣を続けてきた官能検査員育成研修会について、引き続き実習の準備等を担当するほか、当協会が主催することについて検討します。

4 研究、技術・調査情報の提供等

(1) 乳業技術誌の刊行

酪農乳業関連の研究者、技術者等を対象とした技術誌「乳業技術」を、刊行します。

(2) 全国集乳路線別生乳成分調査

全国の生乳成分（乳脂肪分、無脂乳固形分）の実態を継続的に把握することにより、乳質改善や酪農乳業の経営合理化等に資することを目的として昭和 50 年から実施しており、乳業各社のご協力を得ていただく情報（平成 30 年 1 月～12 月分）を、引き続き取りまとめて公表します。

これまで蓄積されている情報の活用や今後の調査のあり方等について、引き続き検討しつつ実施します。

(3) 技術関連情報の提供

乳・乳製品の試験・検査技術に関する乳業者からの照会等を中心に幅広いお問い合わせにお応えするとともに、汎用性のある事例をまとめて公表すること等も検討します。

協会ホームページを改善、充実させ、より利用しやすい情報提供に努めます。

(4) 関係機関、関係団体との連携

関係機関、関係団体等の会議、委員会等に参加し、情報の収集や意交換等を行います。

(5) 研究成果の発表

乳・乳製品の検査技術等に関する検討、研究等の成果を、学会、専門誌、協会ホームページ等に発表するよう努めます。

5 生乳検査精度管理

生乳検査精度を高い水準で維持することの重要性に鑑み、引き続き、①測定機器校正のための試料乳（乳成分用、体細胞数用）の配布、②生乳検査外部精度管理調査（クロスチェック）を行うほか、③生乳の品質管理、流通の合理化、さらなる品質改善等に資することを目的に酪農乳業が一体となって進める生乳検査精度管理認証制度について、一般社団法人 J ミルクから引き継いで、実施します。

(1) 測定機器校正用の試料乳の配布

次の料金（平成 27 年度以降同額）で引き続き配布します。

乳成分用 1 セット 13,000 円
年間契約（12 回）【23%割引】 120,000 円

体細胞数用 1 セット 13,000 円
年間契約（6 回）【23%割引】 60,000 円

(2) 生乳検査外部精度管理調査

参加施設名を協会ホームページに掲載して公表するとともに、生乳検査室等に掲示していただくための「参加証」を引き続き発行します。

調査成績がばらつく参加施設等への技術支援ができないか等について、引き続き検討します。

(3) 生乳検査精度管理認証制度

生乳検査精度管理審査・認証規程に基づいて、認証（更新）申請施設について書類調査及び現地調査を実施し、生乳検査精度管理認証特別委員会における審査結果を受けて認証します。

この制度を円滑に開始し、支障なく運用するため、次の事業を実施します。

○生乳と乳製品の安全性・信頼確保支援事業のうち

生乳検査精度管理認証制度事業

公益財団法人 全国競馬・畜産振興会助成（応募中）

畜産経営の安定に関する法律（畜安法）の改正により、酪農家の生乳販売先が多様化されることに伴い、生乳検査の正確性・公正・信頼の確保が改めて重要視され、酪農乳業界団体内で実施されてきた「生乳検査精度管理認証制度」を生乳流通に関わる事業者が広く活用できるよう体制を整える事業。

生乳検査精度管理認証制度全般について酪農乳業関係者が検討する委員会、認証の可否を決定する委員会、認証施設の信頼性確保部門責任者の研修会及び全国の生乳検査技術者が技術的な情報の共有、協議等を行う連絡会を開催します。

6 国際酪農連盟日本国内委員会

国際酪農連盟（IDF）の一会員国として、国内の酪農乳業関係者と協議しつつ、

①コーデックス会合事業、②IDF 活動事業、③IDF/ISO 分析検討事業を実施します。

乳製品国際規格案等に我が国の意見を反映させることを目的とする乳製品国際規格策定活動支援事業（農林水産省補助事業）を引き続き実施するとともに、国内の酪農乳業関係者への情報提供等を実施します。

ホームページを充実し、IDF ファクトシート等を積極的にタイムリーに紹介します。

〔 収 益 事 業 等 〕

公益目的事業を実施するための財源を確保するため、協会が所有する土地建物の貸借業務を民間事業者へ委託して行います。